

平成27年度事業計画書

当法人は、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用し、埼玉県内の市町村の振興を図り、住民福祉の増進に資することを目的として、市町村への貸付事業をはじめ市町村を支援する事業等を行い、定款の目的に沿った事業を積極的かつ効果的に実施していくこととする。

1 市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町村に対し、災害関連事業及び施設等整備事業の資金として、長期の資金貸付を行う。

区分	長期貸付
予算額	50億円
貸付対象事業	緊急に整備を要する施設等整備事業
貸付期間	5年以内（うち1年以内据置） 10年以内（うち2年以内据置） 15年以内（うち3年以内据置） 20年以内（うち3年以内据置）
償還方法	半年賦元金均等償還及び半年賦元利均等償還

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

埼玉県から交付される新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）交付金及び市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）交付金を、市町村が行う地方財政法第32条に規定する事業に対して市町村に交付する。

3 市町村振興事業に対する助成事業（定款第4条第1項第3号）

市町村振興のために実施する事業及び市町村で構成する団体が行う事業に対して助成する。

(1)「彩の国さいたま人づくり広域連合」が行う研修事業等の市町村分経費を負担する。

- (2) 埼玉県市長会、埼玉県町村会、埼玉県市議会議長会及び埼玉県町村議会議長会が行う研修事業に対し助成する。
 - (3) その他市町村振興のために必要な事業に対し助成する。
- 4 市町村の振興に資するための研修事業（定款第4条第1項第4号）
- 行政実務の向上を目的として、行政の専門職として高度な専門的知識・技能等の習得を目指す研修会等を開催する。
- (1) 市町村トップセミナーの開催
- 市町村における当面する諸課題をテーマに、市町村長及び市町村議会議長等に対しセミナーを実施する。
- (2) 埼玉県と共催による市町村職員の専門的研修会の開催
- 市町村職員を対象に、資質及び能力の向上を図り、自治体運営等に資することを目的とした研修会を実施する。
- 5 市町村振興宝くじ販売促進のための広報宣伝を行う。
- 当法人の財源となる市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）及び新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）による交付金収入の安定確保を図るため、販売促進となる広報宣伝活動を実施する。
- 6 その他当法人の目的を達成するための必要な事業。